

豊橋市告示第127号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の規定に基づき、平成29年4月1日から登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとする。

平成29年4月3日

豊橋市長 佐原 光 一

改正 令和7年3月26日告示第110号